

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

第56回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、
緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、
テレワーク等の推進について

令和3年2月26日に開催された第56回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除く1都3県に変更されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について別添1の内閣官房事務連絡、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について別添2の内閣官房事務連絡、テレワーク等の更なる強力な推進について別添3の内閣官房事務連絡のとおり依頼があり、政府対策本部を受けて開催された第18回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において別添4のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、別添1～4のとおり、改めて基本的対処方針に基づく対策の徹底、催物の開催制限、テレワーク等の更なる強力な推進、その他感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【添付資料】

- (別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について」
- (別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」
- (別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
- (別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- (別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「テレワーク等の推進について」
- (別添4) 第18回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示